

鳥羽伊良湖航路対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、鳥羽伊良湖航路対策協議会（以下「対策協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 三重県伊勢・鳥羽・志摩地域と愛知県東三河地域を結び、両地域の活性化や交流に非常に重要な役割を担っている「鳥羽伊良湖航路」の今後のあり方や、存続に向けた対策について検討する。

(所掌)

第3条 対策協議会は次の事項を所掌する。

- (1) 委員間の情報交換
- (2) 航路の現状調査及び分析
- (3) 航路存続に向けた調査及び方策の検討

(組織)

第4条 対策協議会は別紙に掲げる委員で構成する。

(座長等)

第5条 対策協議会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1人
- (2) 副座長 1人
- 2 座長は対策協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐する。
- 4 座長は、三重県政策部長が務める。
- 5 副座長は、愛知県地域振興部長が務める。

(会議)

第6条 対策協議会の会議は座長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。
- 3 委員は、所属を同じにする者を会議に代理出席させることができる。

(事務局)

第7条 対策協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、三重県政策部内及び愛知県地域振興部内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

1 この規約は平成22年4月21日から施行する。